

県税

原符

440001

大分県収納金

県税

領収済通知書

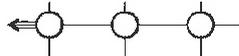
440001

大分県収納金

県税

個人事業税納税通知書・納付書・領収証書

県税



振替口座 加入者 取りまとめ店  
01950-4-960003 大分県税事務所 大分銀行 県庁内支店

振替口座 加入者 取りまとめ店  
01950-4-960003 大分県税事務所 大分銀行 県庁内支店

振替口座 加入者 取りまとめ店  
01950-4-960003 大分県税事務所 大分銀行 県庁内支店

住(属)所及び氏名又は名称

Form for address and name with ID code 21 and a grid for input.

様

Table with columns: 課税年度, 年度, 税目, 課税区分, 処理日

Table for tax amounts with columns: 小計, 延滞金, 合計, 納期限

課税事務所

Form for tax office name and stamp.

(受付局 銀行・農協 領収済印)

住(属)所及び氏名又は名称

Main table for tax details including 姓名番号, 年度, 所得年主業種, 課税月数, 課税月数, 所得金額, 各種控除, 非課税額, 課税標準額, 税率, 税額, 控除額, 納付税額, 納付税額, 納期限

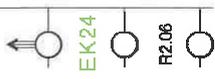
様

Summary table with columns: 納付額, 納期限, 本税, 延滞金, 合計

上記のとおり課税しますから納付してください。

Form for stamp and date.

(裏面をお読みください。)(納税者保存)



1 課税の届出  
地方税法第76条の2及び大分県条例第26条の2の規定により課税  
します。

2 納付(納入)場所  
○全国の店舗で納付可能な金融機関  
大分銀行、豊和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行  
○大分県内の店舗のみで納付可能な金融機関等  
西日本シティ銀行、伊予銀行、福岡銀行、福岡銀行、  
豊後本庄銀行、北九州銀行、肥後銀行、宮崎銀行、  
愛媛銀行、三井住友信託銀行、発祥銀行  
九州労働金庫、  
県内の各信用金庫 (大分みらい、大分・日田)  
大分県信用組合  
大分県信用協会の  
大分県信用協会の  
県内の各農業協同組合  
大分県農業協同組合  
○九州内のゆうちょ銀行・郵便局(沖縄県を除く)  
○県税事務所(自動車税課課税課及ひかり課税課を兼ねる。)  
なお、県外の方で上記納付(納入)場所が近くにない方は、最寄  
りの金融機関にご相談してください。

3 延滞金の納付  
納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期  
限の日数に及び、税額(1,000円未満の端数は、繰上り)又はその金額が  
2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨て(る。)に年  
14.6%(納期限の翌日から1日を経過する日までの期間については、年7.3%)  
の割合(地方自治法第73条の2第1項に定める各年の延滞金特別法適用  
率が年7.3%の割合に満たない場合は、その率に代わって、同条の適用)  
を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(延滞金額が1,000円未満のと  
き、又は延滞金額に100円未満の端数があるときは、その金額又はその端数  
金額を切り捨て(る。))を算出して納付しなければなりません。

4 審査請求等  
この処分について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った  
日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をす  
ることが出来ます(審査請求書は、正副2通をなるべく当該税務事務所を  
経由して提出してください。)  
なお、この処分についての審査請求に対する徴決があったことを知っ  
た日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、現分の取  
消しの請求を提起することが出来ます。ただし、次の場合には、審査請  
求の徴決を経ることなく、処分の取消しの請求を提起することができま  
す。  
(1)審査請求があった日から3箇月を経過しても徴決がないとき。  
(2)処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避ける  
ため緊急の必要があるとき。  
(3)その他徴決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 県税のホームページ  
県税に関する情報は、大分県庁のホームページにも掲載しております  
ので、ご利用ください。  
<http://www.pref.oita.jp/site/zei/>

県税 個人事業税納税通知書

個人事業税の口座振替のお知らせ

あなたの個人事業税の納付は、お申し出により口座から口座振替により行われます。納期限の2日前の日から納期限までの間に振替が行われますので、振替日に預金残高不足等で振替不能にならないよう口座番号、預金残高等の確認をお願いします。

※個人情報保護のため、口座番号の下3桁を「\*」で表示していただきます。

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座名義人	
口座番号	

※お願い

1. 口座を変更する場合や口座振替を解約する場合は、変更しようとする月の前々月末までに、県税事務所でご手続をお取りください。  
詳しくは県税事務所までお問い合わせください。
2. 振替内容については、お手数ですが、通帳への記帳でご確認をお願いします。  
税務署への申告の際には、税金に係る領収証書等を提示あるいは提出する必要があります。  
納税通知書及び口座振替により納税された通帳を保管してください。



EK25

R2.08

振替口座 加 入 者 取りまじめ店  
01950-4-960003番 大分県税事務所 大分銀行 県庁内支店

住(唐)所及び氏名又は名称

様

宛名番号	所得年	年
年度・期	主業償	月
課税詳細	課税月数	日
所得金額	円	円
非課税額	円	円
課税標準額	円	円
税	円	円
半	円	円
税額控除額	円	円
年	円	円
納期	納期	納期
別	年	年
	日	日
	日	日
	日	日
	日	日

今期	本	税	円
	延	滞	金
	合	計	円
納付額	納	期	限
	年	月	日

上記のとおり課税しますから納付してください。  
年 月 日



(裏面をお読みください。)  
(納税者保存)

1 課税の根拠

地方税法第72条の2及び大分県条例第35条の規定により課税します。

2 延滞金の納付

納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(地方税法附則第3条の2第1項に定める各年の延滞金特別基準割合)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年申における、同条の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(延滞金額が1,000円未満のと き、又は延滞金額に100円未満の端数があるときは、その金額又はその端数金額を切り捨てる。)を加算して納付しなければなりません。

3 審査請求等

この処分について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、知事に対し審査請求をすることが出来ます(審査請求書は、正副2通をなすべく当県税事務所を経由して提出してください。)

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 県税のホームページ

県税に関する情報は、大分県庁のホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。

<http://www.pref.ota.jp/site/zei/>

県税

原符

440001  
大分県収納金

領収済通知書

440001  
大分県収納金

振替口座 01950-4-960003 大分県税事務所 大分銀行 銀行内支店  
加入者 取りまとめ店  
大分県税事務所 大分銀行 銀行内支店

振替口座 01950-4-960003 大分県税事務所 大分銀行 銀行内支店  
加入者 取りまとめ店  
大分県税事務所 大分銀行 銀行内支店

住所及び氏名又は名称

Blank area for address and name.

様

税目	課税年度
実納	年度
課税区分	
処理日	

小計	円
延滞金	円
合計	円

納期限

課税事務所

Blank area for tax office name.

領収日付印

IDコード  
21

Form with fields for recipient name, address, and CD.

様

税目	課税年度
実納	年度
課税区分	
処理日	

小計	円
延滞金	円
合計	円

納期限

課税事務所

Form with fields for recipient name, address, and CD.

領収日付印

個人事業税振替出金伝票



440001  
大分県収納金

Large blank area for stamp or signature.

宛名番号	納	年	月	日	
課税区分	納期限	振替日	年	月	日
支店コード	本税	円			
銀行コード	延滞金	円			
勘定科目	合計	円			
口座番号					
名義人					

引落不能事由  
① 資金不足  
② 預金取引なし  
③ 預金者の都合による振替停止  
④ 預金口座振替依頼書なし  
⑤ 委託者の都合による振替停止  
⑥ その他

係印 印  
オベ 印  
捺印 印

※ 合計欄には、延滞金を記入した場合のみ記入してください。



### 1 納付（納入）場所

- 全国の店舗で納付可能な金融機関
  - 大分銀行、豊和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行
  - 大分県内の店舗のみで納付可能な金融機関等
  - 西日本シティ銀行、伊予銀行、福岡銀行、
  - 宮崎本郷銀行、北九州銀行、肥後銀行、宮崎銀行、
  - 愛媛銀行、三井住友信託銀行、筑邦銀行、
  - 九州労働金庫
  - 県内の各信用金庫（大分みらい・大分・日田）
  - 大分県信用組合
  - 大分県信用農業協同組合連合会
  - 県内の各農業協同組合
  - 大分県漁業協同組合
  - 九州内のゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県を除く）
  - 県税事務所（自動車税管理室及び納税事務所を含む。）
- なお、県外の方で上記納付（納入）場所が近くにならない方は、最寄りの金融機関に相談してください。

### 2 延滞金の納付

納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（地方税法附則第3条の2第1項に定める各年の特別基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、同条の割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（延滞金額が1,000円未満のとき、又は延滞金額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）を加算して納付しなければなりません。

### 3 口座振替についてのお知らせ

個人事業税の納付については、納税に便利な口座振替の制度があります。利用を希望される方は県税事務所にご連絡ください。

なお、振替ができるのは次回分からになりますので、今回分まではこの納付書で納期限内に納付いただきますようお願いいたします。

### 4 県税のホームページ

県税に関する情報は、大分県庁のホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。

<http://www.pref.oita.jp/site/zei/>

県税

個人事業税の口座振替のお知らせ



あなたの個人事業税の納付は、お申し出により口座から口座振替により行われます。納期限の2日前の日から納期限までの間に振替が行われますので、振替日に預金残高不足等で振替不能にならないよう口座番号、預金残高等の確認をお願いします。

※個人情報保護のため、口座番号の下3桁を「\*」で表示しています。

Table with 5 columns: 金融機関名, 支店名, 預金種別, 口座名義人, 口座番号

※お願い

- 1. 口座を変更する場合や口座振替を解約する場合は、変更しようとする月の前々月末までに、県税事務所...
2. 振替内容については、お手数ですが、通帳への記帳でご確認をお願いします。

Form for personal information and tax details, including fields for name, address, fiscal year, and tax amounts.

Summary table for tax payment: 今期納付額, 本税, 延滞金, 合計, 納付期限

年 月 日

(納税者保存)

# 個人事業税について

大分県

個人事業税は、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対して、事業の所得を課税標準として事務所又は事業所所在の都道府県において、これらの事業を行う個人に課される税金です。

## (1) 納める人

県内に事務所又は事業所を設けて、次の事業を行う個人。(事務所又は事業所を設けずに事業を行う場合は、事業を行う個人の住所又は居所のうち、事業と最も関係の深いものをもって事務所又は事業所とみなします。)

### 第1種事業(税率5%)

物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業
製造業	電気供給業	土石採取業	電気通信事業	運送業
運送取扱業	船舶ていけい場業	倉庫業	駐車場業	請負業
印刷業	出版業	写真業	席貸業	旅館業
料理店業	飲食店業	周旋業	代理業	仲立業
問屋業	両替業	公衆浴場業	演劇興行業	遊技場業
遊覧所業	商品取引業	不動産売買業	広告業	興信所業
案内業	冠婚葬祭業			

### 第2種事業(税率4%)

畜産業	水産業	薪炭製造業
-----	-----	-------

※主として自家労力を用いて行うものは除きます。

### 第3種事業(税率5%)

医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	弁護士業
司法書士業	行政書士業	公証人業	弁理士業	税理士業
公認会計士業	計理士業	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業
不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業
クリーニング業	公衆浴場業(銭湯)	歯科衛生士業	歯科技工士業	測量士業
土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業		

### 第3種事業(税率3%)

あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	装蹄師業
---------------------------------------	------

## (2) 納める額

$$\text{納める額} = \left( \begin{array}{l} \text{前年の事業所得及び不動産所得} \\ \text{注1} \end{array} - \begin{array}{l} \text{各種控除} \\ \text{注2} \end{array} - \begin{array}{l} \text{事業主控除(年間290万円)} \\ \text{注3} \end{array} \right) \times \text{税率}$$

(裏面に続く)

## 注1

- ・前年の事業所得及び不動産所得は、それぞれ総収入金額から必要経費を控除した金額です。
- ・所得税において青色申告控除を受けている場合は、青色申告控除前の所得が対象になります。
- ・事業を行う個人と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する人がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

青色申告者	青色事業専従者に支払われた適正な給与額
青色申告者以外の申告者	事業専従者1人について、AまたはBのいずれか低い方の金額 A 配偶者である事業専従者 86万円 その他の事業専従者 50万円 B 事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者+1)

## 注2

- ・各種控除には、損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除、事業用資産の譲渡損失の繰越控除があります。

## 注3

- ・事業を行った期間が1年に満たないときは、事業主控除額は下記のとおり算定します。(事業を行った月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。また、月割計算をした結果、事業主控除額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は千円とします。)

$$\text{事業主控除額} = 290\text{万円} \times \text{事業を行った月数} / 12$$

## (3) 申告と納税

## 申告

- ・毎年3月15日までに申告してください。  
ただし、所得税の確定申告書又は県市町村民税の申告書を提出された方は、申告する必要はありません。
- ・年の途中で事業を廃止した場合は、廃止した日から1ヶ月以内(納税義務者の死亡による廃止の場合は、4ヶ月以内)に申告する必要があります。

## 納税

- ・県から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納税してください。(年税額が1万円以下の場合は8月にまとめて納税をお願いします。)このほか、所得税の修正申告、更正、決定処分に基づく課税の場合には、別に定める納期限までに納税してください。
- ・納税には口座振替の制度があります。この制度を利用すると、金融機関の預金口座から自動的に振替納税されますので、納期の都度、金融機関に出かけて納税する手間が省けます。  
口座振替を希望される方は、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

## (4) 災害による減免

- ・災害により事業用資産等に被害を受けた方は、個人事業税の軽減または免除を受けることができる場合があります。  
また、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方は、「徴収猶予」や「換価の猶予」の対象となる場合があります。

◆ 詳細については、県庁ホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/zei/koji.html>) をご覧ください。

また、ご不明な点がございましたら、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

別府県税事務所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-8211
大分県税事務所	〒870-0021 大分市内町3-10-1	097-506-5773
日田県税事務所	〒877-0004 日田市城町1-1-10	0973-22-4175
中津県税事務所	〒871-0024 中津市中央町1-5-16	0979-22-2920



郵便はがき

8 7 0 - 0 1 9 0

料金受取人払郵便



差出有効期間  
2022年4月  
30日まで  
(切手不要)

大分市大津町3丁目4-13

大分県税事務所自動車税管理室 行



※下の約款は、裏面の「大分県自動車税金口座振替依頼書」における、取扱金融機関との取り決め事項です。お申込みをされる前に、必ずお読みください。

約 款 (ゆうちょ銀行は除く)	
1	取扱金融機関に納付書が送付されたときは、私に通知することなく納付書に記載された金額を指定預金口座から私出してください。
2	預金の払出手続きについては、指定預金口座から取扱金融機関の所定の手続きを省略して、振り替えてください。
3	振替日：納期最終日の2日前の日から納期最終日までの間の日
4	指定預金口座の残高が振替日において納付書の全額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても異議ありません。
5	この口座振替契約は、取扱金融機関又は県税事務所が必要と認めるときは解除されても異議ありません。
6	この口座振替契約を解除する場合又は記載事項に変更があった場合には、私から県税事務所に文書により連絡します。
7	この取扱いについて、仮に紛議が生じても、取扱金融機関の責によるものを除き、取扱金融機関には迷惑はかけません。
8	振替内容は指定預金口座の通帳記入で確認しますので、領収証書の発行は必要ありません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動お込み規定が適用されます。

お込み日 末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)

【連絡先】大分県税事務所 自動車税管理室 電話 097-552-1121

※振替内容のお問合せは各県税事務所までお願いします。

## 県税の納付は便利な口座振替をご利用ください

✓ 口座振替ができる県税

**自動車税種別割**  
口座振替は令和4年度分からとなります  
本年度分は納税通知書により納付してください

**個人事業税**  
納期限の3ヶ月前までに手続きが必要ですが  
※令和3年度分は令和3年5月末日(必着)です

✓ お申し込み方法

・このハガキに必要事項をご記入のうえ、郵便ポストに投函してください  
・手続完了後に「口座振替手続き完了のお知らせ」を送付します  
※金融機関窓口では受付できませんのでご注意ください

✓ 口座振替実施金融機関

○大分県内の店舗で取扱い可能な金融機関  
大分銀行、豊和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、伊予銀行、福岡銀行、  
西日本シティ銀行、北九州銀行、肥後銀行、宮崎銀行、三井住友信託銀行、愛媛  
銀行、宮崎太陽銀行、筑邦銀行、九州労働金庫、県内の各信用金庫、大分県信用  
組合、県内の各農業協同組合、大分県漁業協同組合、大分県信用農業協同組合連  
合会、ゆうちょ銀行(自動車税種別割のみ実施)

○大分県外の店舗で取扱い可能な金融機関  
大分銀行、豊和銀行の県外支店、ゆうちょ銀行(自動車税種別割のみ実施)

✓ 自動車税種別割納税証明書(車検用)について

・運輸支局で納税の確認が電子的に行われるようになったため、  
車検用納税証明書は送付いたしません

✓ 振替内容のご確認について

・口座振替の内容は、預金通帳への記帳にてご確認ください  
※振替済通知書は送付いたしません

(注意) このハガキでは軽自動車税種別割の手続きはできません  
お住まいの市町村の税務担当課にお問い合わせください



おんせん県おおいた

大分県税預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書(収・加)兼解約届出書)

大分県列事 税 金融機関 御中

依頼日 年 月 日

1. 届出内容に○をつけてください。

**新規・変更** この振替を口座振替(自動払込)により納付したいので、納税を認認の上依頼します。  
 (ゆうちょう車庫をご指定の場合は、自動払込の指定が適用されます。) また、**振替に  
 ついては、振替手数料は口座振替に受領を要します。**  
 **口座振替の住所、氏名(名称)、生年月日等をご記入ください。**  
 **口座振替の住所、氏名(名称)、生年月日等と口座振替が異なる場合は、押印してください。**

**解約** この振替の口座振替を解約します。(ゆうちょう車庫は除く)  
 (注)ゆうちょう車庫の口座振替解約はこのハガキではできません。別途、郵便局、ゆうちょう車庫の届付用紙により届出が必要です。

2. 口座振替を希望する税目に○をつけてください。(注)ゆうちょう車庫は個人事業税の口座振替はできません。

**個人事業税** (自動車税種別割) (自動車登録番号: 大分 他)

(注) 自動車税種別割は、納税義務者が所有するすべての自動車(軽自動車を除く)が口座振替となります。

3. 納税義務者の住所、氏名(名称)、生年月日等をご記入ください。納税義務者と口座振替が異なる場合は、押印してください。

住所(〒 ) 電話( )

納税義務者 (フリガナ) 納税義務者印  
 氏名(名称)

生年月日 M・T・S・H 年 月 日 生日

(銀行等) 口座振替は、上記県税の振替納税及び還付金の振込に同意します。

個人事業税 自動車税種別割

預金機関名 銀行・外資系 金融機関 本店 営業部 支店 出金所 農協・漁協 信用組合 支店 支店 代理店

預金種目 普通 当座 特種 口座番号 (右詰め) 口座番号 (右詰め)

口座名義人 (フリガナ) 氏名(名称)

(ゆうちょう銀行) 口座振替は、上記県税の振替納税及び還付金の振込に同意します。

通帳記号 1 0 の 口座番号 (右詰め) 口座番号 (右詰め) ゆうちょう銀行届出印

口座名義人 (フリガナ) 氏名(名称)

種別コード 166 契約種別 35 払込先 大分県 019707460054 加入番号 事務所

不備返却先: 〒870-0190 大分県大分市大津町3丁目4番13号 大分県税事務所 自動車税管理室

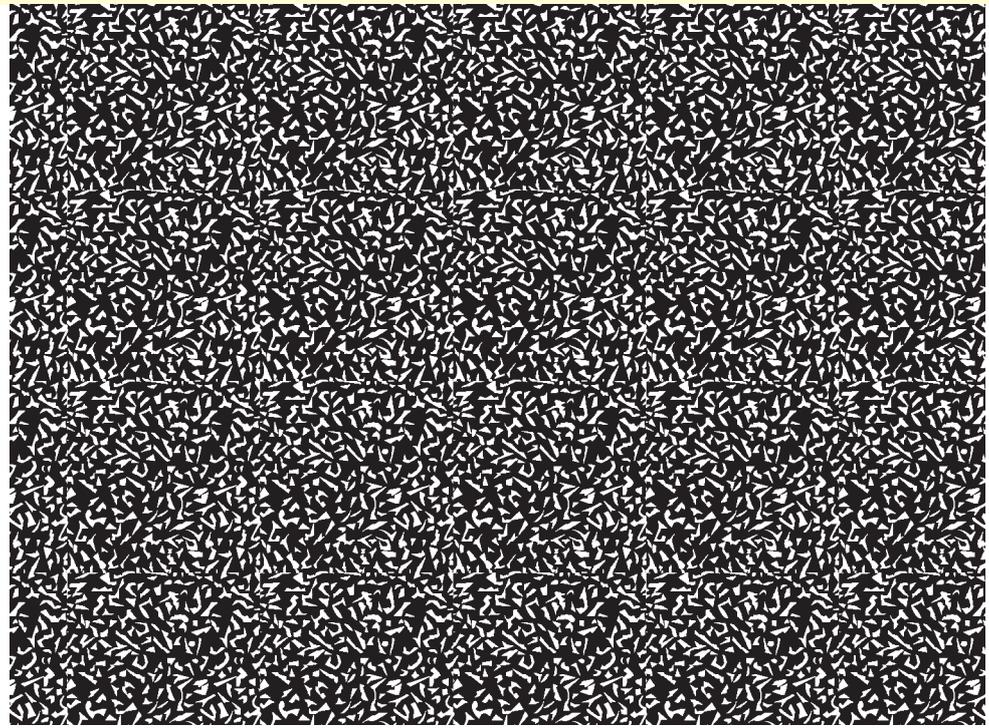
金融機関 使用欄

1. 預金取引はし 2. 記帳事項等相違 3. 印鑑相違 4. その他

金融機関・支店コード

金融機関使用欄

記入誤りは、2本線で消し、金融機関届出印で訂正印を押し印してください。





## 大分県県税預金口座振替依頼書の記入について

右面の依頼書にご記入の上、郵便ポストに投函してください。  
金融機関窓口では受付できませんのでご注意ください。なお、口座振替は  
申込日の3ヶ月後以降に納期限の到来するものから開始します。

### ① 新規・変更申込か解約を で囲んでください

※届出口座を変更する場合は「新規・変更」を選択してください。  
※ゆうちょ銀行の解約はこのハガキではできません。  
(ゆうちょ銀行の解約は郵便局・ゆうちょ銀行の備付用紙で別途届け出てください。)

### ② 口座振替を希望する税目を で囲んでください

※**個人事業税の口座振替希望の場合、ゆうちょ銀行は選択できません。**  
※自動車税種別割希望の場合は、お車の登録番号も記入してください。  
1台記入することで、現在お持ちの他の自動車(軽自動車除く)も口座振替に  
なります。例) 大分 500 と ○○○○  
※車を買って換えられた場合も申出がない限り振替いたします。

### ③ 納税義務者のご住所、お名前などを記入してください 納税義務者と口座名義人が異なる場合は、納税義務者の 印鑑を押してください。

### ④ 振替希望口座の情報を、お持ちの通帳等を参考に記入 の上、**金融機関への届出印**を押してください。

※(銀行等)または(ゆうちょ銀行)の**どちらかを選択して**記入してくだ  
さい。ただし、**個人事業税は、ゆうちょ銀行で口座振替できません。**  
※口座振替は、裏面に記載の金融機関のみ可能ですのでご確認ください。

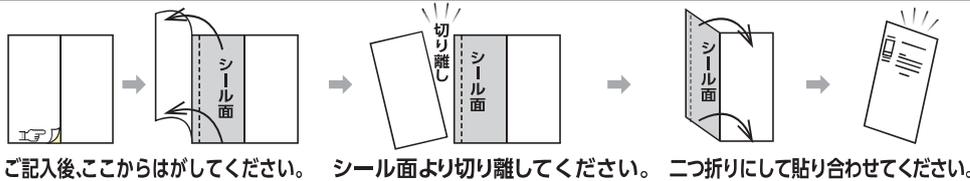
#### (記載例)

**〈銀行等〉**「口座名義人は、上記県税の振替納税及び還付金の振込に同意します。」

個人事業税 自動車税種別割	金融機関名	<input type="radio"/> 〇〇 信用金庫・労働金庫 <input type="radio"/> 〇〇 本店営業部 信用金庫・信用組合 <input type="radio"/> 〇〇 支店 農協 漁協	銀行等届出印
	預金種目	<input checked="" type="radio"/> ①普通 <input type="radio"/> ②当座 <input type="radio"/> ③納税準備 <input type="radio"/> 〇〇 口座番号 (フリガナ) ケンゼイ ハナコ (右詰め) 0123456	<b>県税</b>
	口座名義人	氏名(名称) 県税 ハナ子	

**〈ゆうちょ銀行〉**「口座名義人は、上記県税の振替納税及び還付金の振込に同意します。」

自動車税種別割のみ	通帳記号	1 〇 の <input type="radio"/> 〇〇 口座番号 (フリガナ) (右詰め)	ゆうちょ銀行届出印
	口座名義人	氏名(名称)	
	種別コード	166 契約種別 コード 35 払込先 口座番号 自動車税 種別割 0197-7-960054 払込先 加入者名 大分県税 事務所	



ここからはがしてください。✋

SI801-46M

大分県及び国税庁からのお知らせです

# 消費税の仕入税額控除の方式として 適格請求書等保存方式が導入されます

令和5年  
10月1日～

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、**税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

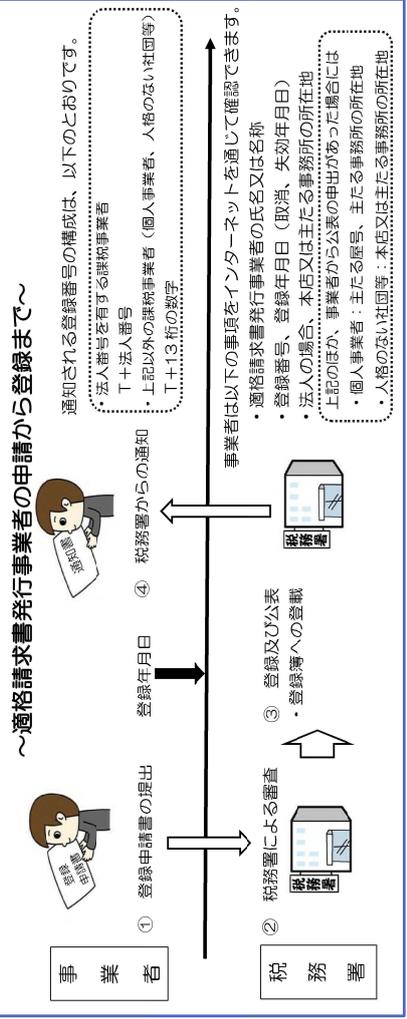
〔令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式となります。区分記載請求書等保存方式の内容については、パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度（令和元年7月）」をご参照ください。〕

## 1 適格請求書とは

適格請求書とは、「**売手が、買手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段**」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

## 2 適格請求書発行者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行者に限定**されます。
- 適格請求書発行者となるためには、**税務署長に「適格請求書発行者の登録申請書」**（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

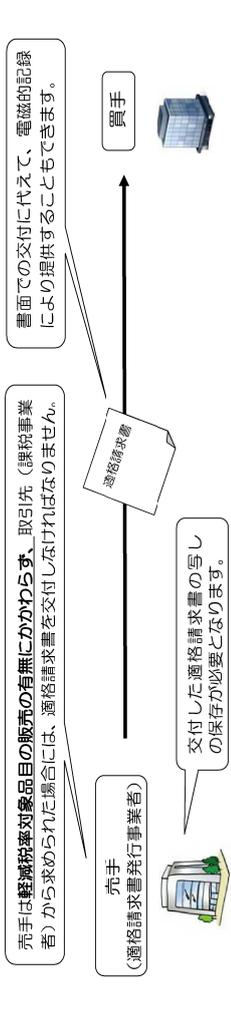


※詳しくは、裏面記載の電話相談センターまでお問い合わせください。

## 3 適格請求書発行者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限りません。）の求めに応じて、**適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務**が課せられます。

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」を交付することができます。



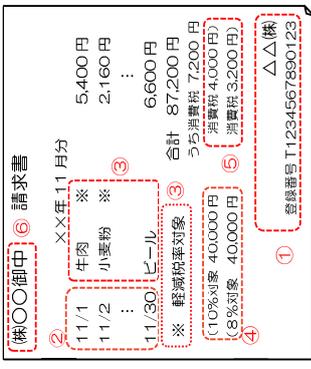
- （注）1 適格請求書発行者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。  
2 適格請求書の交付については、以下の行為が禁止されており、違反した場合は罰則も設けられています。  
（1）適格請求書の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。  
（2）適格請求書発行者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

## (1) 適格請求書の記載事項

適格請求書発行者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません。

- 1 適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号
- 2 取引年月日
- 3 取引内容（**軽減税率の対象品目である場合はその旨**）
- 4 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 5 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- 6 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（注）**適格簡易請求書の記載事項**は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りません。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。



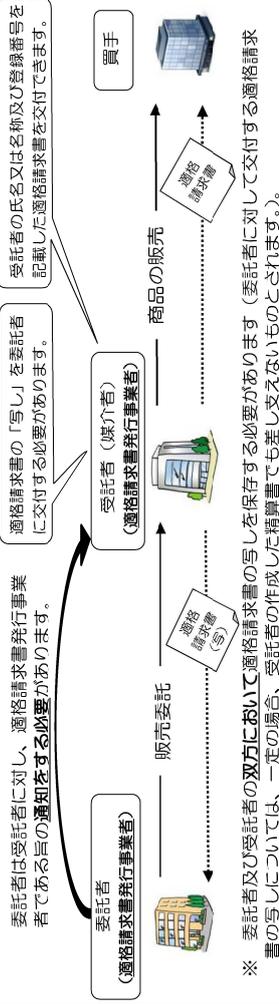
## (2) 適格請求書の交付義務免除

- 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。
- 1 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
  - 2 出荷者が卸売市場において行う生鮮食品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
  - 3 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
  - 4 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
  - 5 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

## (3) 適格請求書の交付方法の特例

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が**適格請求書発行者である場合**には、一定の要件の下、媒介者等が、**自己の氏名又は名称及び登録番号**を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

《適格請求書の交付方法の特例の具体例：委託販売》



4 仕入税額控除の要件 (買手側の留意点)

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合(下記③参照)を除き一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

(1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです。

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 対価の額

《帳簿の記載例》

納税地方(仕入)	※は軽減税率
XX年 2月 1日	取引先(株) 8%
11 30	△△食品料 10%
11 30	〇〇商事(株) 10%
	合計 44,000

(2) 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- 適格請求書又は適格簡易請求書
- 仕入明細書等(適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類(前記③②③の取引)
- ①から③の書類に係る電磁的記録

(3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- 適格請求書の交付義務が免除される前記③(2)①④⑤に掲げる取引
  - 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます)を満たさない者から棚卸資産を購入する取引
  - 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を購入する取引
  - 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品(棚卸資産に限ります)を購入する取引
  - 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ
- (注) 環行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められますが、適格請求書等保存方式の下では、これらの規定は廃止されます。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期間	割合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

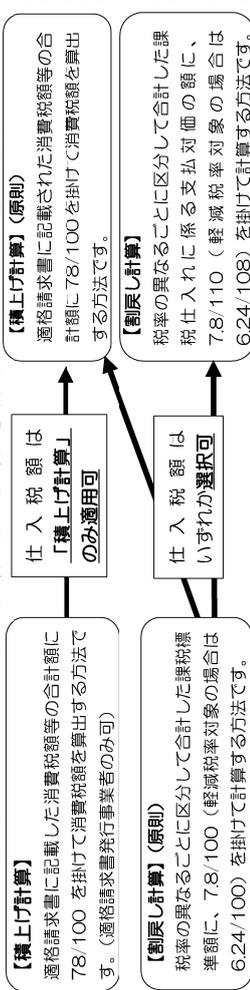
5 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択することができます。

- 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。なお、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者のみになります。

《売上税額と仕入税額の計算方法》



6 免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要はありませんが、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(1) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)

(例) 12月決算の法人で、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となる場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。



(2) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間以降の場合

(例) 12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。



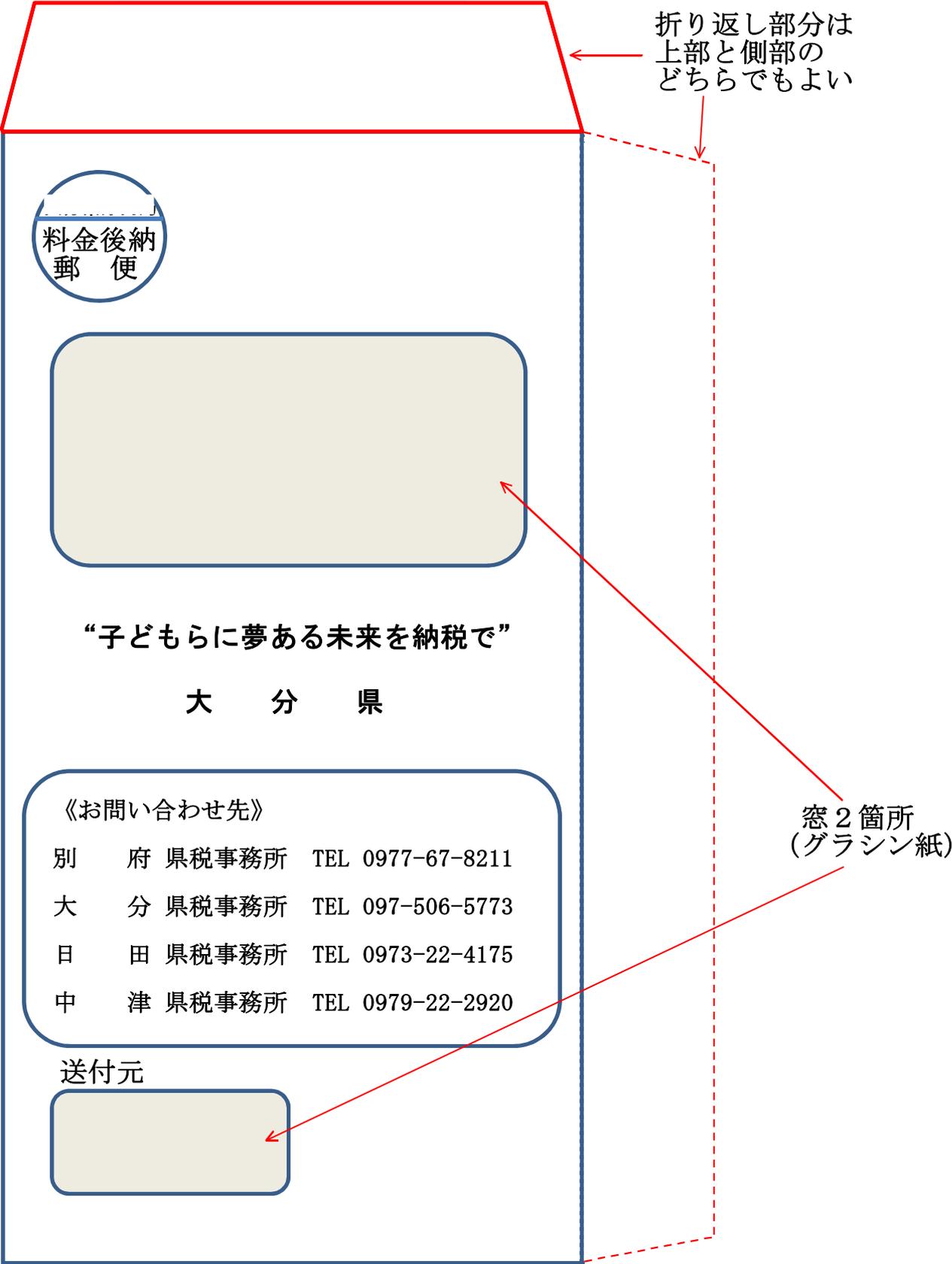
《軽減税率制度(適格請求書等保存方式を含む)に関するお問合せ先》

- 軽減税率制度に関する一般的なご相談は、「消費税軽減税率相談センター(軽減コールセンター)」で受け付けております。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keijenzetsu/index.htm)をご覧ください。

専用ダイヤル 020-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

軽減税率制度に関するお問い合わせ先(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keijenzetsu/index.htm)

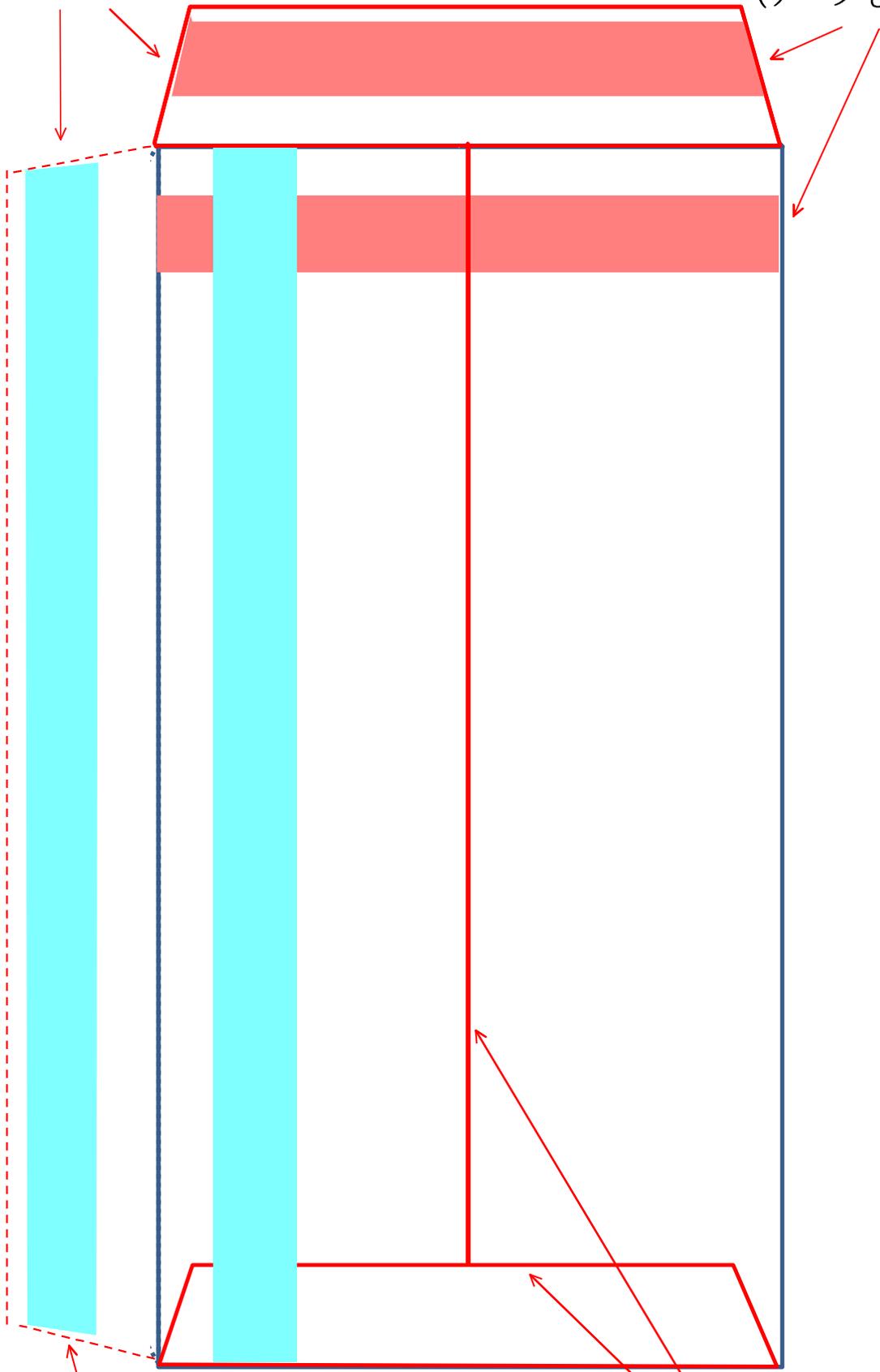
表面



裏面

折り返し部分は  
上部と側部の  
どちらでもよい

折り返しが上部の  
場合のアラビア糊  
(テープも可)



折り返しが側部の  
場合のアラビア糊  
(テープも可)

折り目の位置は  
変更可